2 スポーツ指導者の倫理

スポーツ界における倫理的問題が大きな社会問題となっている今日、問題の解決にはスポーツ界全体の取り組みが必要であり、そのためにスポーツ指導者は重責を担っているといえよう。

指導者はプレーヤーに対して大きな影響力を持っている。そして指導者の倫理観やそれに基づく言動は、プレーヤーたちの態度や言動、さらにはスポーツに対する価値観にも影響を及ぼすことをしっかりと自覚しておく必要がある。

ここでは、指導者として、暴力行為やハラスメントなどの倫理に反する行為に適切に対処するために認識しておくべきことについて考えていきたい。

1 倫理的問題が生じやすい構造的要因

スポーツが持つ競争的特性は、人々をスポーツに引きつける魅力の一つだと言える。しかしこの競争的特性と、スポーツが持つ楽しさや喜びとのバランスが崩れると、暴力やいじめなどの問題が生じやすくなる。また絶対的な上下関係がある集団では、ハラスメントなどの問題が起こりがちとなる。

スポーツが行われる環境には、一般社会以上に倫理的問題が生じやすい要因が潜んでいる。その中でも指導者に関係する要因としては以下のようなものがある。

＜スポーツ集団内の要因＞
・指導者とプレーヤー間の権力関係
・プレーヤー間の厳格な上下関係
・誤った勝利至上主義
・非民主的な集団主義　など

＜スポーツ界全体の要因＞
・男性中心的な風潮や制度
・競技成績が進学や就職に役立つ
・スポーツの場が社会から閉鎖的になっている　など

2 表面化しにくい倫理的問題への対応

前項のような要因を持つスポーツ現場で倫理に反する言動が生じた場合、その被害者はそれを拒否する明確な意思表示ができないことも少なくない。しかし、明確な拒否の意思表示がないからといって必ずしも被害者がその言動を受け入れているわけではない。

また被害者が拒否の意思表示をできないということは、倫理的問題が表面化しにくいことを意味している。さらに表面化したとしても、そうした問題はクラブや学校などの組織内で隠ぺいされる恐れがある。

したがって、倫理的問題が生じた場合には、被害者の立場を考慮しつつ、速やかに適切な対応をすることが不可欠となる。加えて、たとえ現時点で指導現場に問題がなくとも、倫理的な問題について理解を深め、将来的に問題が起こらないように対策を立てておくことが肝要となる。

倫理に反する言動はスポーツ指導者とプレーヤーの間だけではなく、スポーツにかかわるあらゆる人たちの間で生じる可能性がある。したがって、指導者はそのことを十分に認識し、自分自身の言動のみならず、自身がかかわる指導現場、合宿所や遠征先、そこへの移動や飲食会などを含めたあらゆる場面において、倫理に反する言動が生じないよう、最大限の準備と対応をすることが求められる。

3 倫理に反する行為や言動

スポーツ指導者は、自らかかわるスポーツ活動のあらゆる場面における倫理確立のためのキーパーソンとしての役割を期待されている。しかし、これまでに指導者が倫理に反する問題を起こしてきたことも事実である。指

導者による倫理に反する行為や言動の内容及び範囲としては、次のようなものが挙げられる。

1）人道に反する行為や言動

① 身体的・精神的暴力及び言葉の暴力

身体的暴力は殴る、蹴る、平手打ち、バットや竹刀でたたく、物を投げつけるなどの行為を指し、他方、直接身体に触れないとしても無視するなどの態度によって相手を脅したり、同様に言葉によって威圧するなどの精神的暴力もある。これらは、刑法によって暴力と定められている。

具体的にはプレーヤーの人格や尊厳を否定するような発言は言葉の暴力になる。こうした発言や相手の存在を無視するような態度をとることによって、相手をコントロールしたり精神的に追い詰めるような状態になれば、そうした言動は精神的暴力という意味合いを持つ。

たとえプレーヤーを励ましたり動機づけるための声かけであっても、指導者は一般社会で受け入れられるような言葉遣いをするよう心がけるべきである。

② 性暴力及びセクシュアルハラスメント

性暴力は、身体的暴力や脅迫を伴う、相手の望まない性的行為を指し、刑法や民法によって犯罪と定められている。強姦・準強姦や強制わいせつ行為は言うまでもないが、権力を持つ者がプレーヤーに対してその権力を濫用することによって、あたかも相手が望んで受け入れているように見える事例（性的虐待）も報告されている。また、セクシュアルハラスメントは、相手が不快や不安を感じる性的な言動であり、それを拒否したり受け入れたりすることによって相手に利害が及ぶような言動を指す。セクシュアルハラスメントの加害者は必ずしも男性で、被害者は女性であるとは限らない。

労働の場や教育の場などではセクシュアルハラスメントの防止に向けた方策がいろいろととられている。スポーツ界では国際オリンピック委員会が2007年２月に「セクシュアルハラスメントや性的虐待に関する統一声明」を発表し、この問題の解決に向けて各国のすべてのスポーツ組織が積極的に対策をとることを求めている。

③ 差別

年齢、性別、性的指向や性自認、障がいの有無、国籍、文化、言語、民族、人種、宗教などの特徴を理由に、相手の扱いに差をつけたり相手を嘲笑・侮辱する、さらには集団から除外する、あるいはかかわりを拒否する言動や態度を意味する。

2）その他の反社会的行為

① 不適切な指導

罰として正座をさせたり、不適切な負荷を設定したトレーニングをさせる、ケガをしているにもかかわらずプレーを強要するなど、スポーツ医・科学的根拠を欠く指導を指す。また、脱衣や断髪の強要などの個人の尊厳を傷つける行為、あるいは正当な理由なくプレーさせないなど、スポーツを行う権利を奪う行為も含まれる。

② ドーピング及び禁止薬物等の使用

ドーピングとは競技能力を向上させる可能性がある手段（薬物あるいは方法）を不正に使用することであり、スポーツの基本的理念であるフェアプレーの精神に反する行為である。覚醒剤や麻薬等の使用禁止は刑法によって定められている。

③ 金銭にまつわる不適切な対応

目的外使用などの不適切な経理処理、金銭の横領や贈収賄、金銭や接待などの直接または間接的な強要、受領もしくは提供など、スポーツ指導にかかわる金銭的に不適切な処理を意味している。

また、たとえ直接的なお金のやり取りがなくても、スポーツ指導者の立場を利用した便宜供与や物品提供の強要、受領もしくは提供などは反社会的行為となる。

4 倫理に反する言動がもたらす影響

スポーツ指導者による倫理に反する言動がプレーヤーに及ぼす影響は幅広く、深刻な場合には被害を受けたプレーヤーが自殺に至っ

てしまった事例も報告されている。指導者による倫理に反する言動は、プレーヤーに対して以下のような悪影響を及ぼすと言われている。

＜対個人＞
身体・精神面
・心身の健康状態の悪化
・やる気や意欲の低下
・自尊感情や自己評価の低下
・不眠症、抑うつ感
・摂食障害　など
行動面
・スポーツや社会活動への参加の減少
・競技成績や学業成績の低下　など
社会生活面
・スポーツや社会生活からの離脱
・自傷行為、自殺未遂
・自殺　など
＜対集団＞
・集団内に不愉快な環境を作り出す
・権利侵害や権力濫用の放置
・集団内のモラルや機能の低下　など
＜対社会＞
・スポーツそのものや所属集団、スポーツ指導者の社会的イメージや評判を悪くする など

未成年のプレーヤーは人格形成期にあり、指導者への依存度も高くなる。そのため、未成年者に対する倫理に反する言動の悪影響はさらに深刻なものになる。特に子どもたちを指導対象とする場合は、心身の発育発達段階や技能レベルなどを十分考慮した指導をするとともに、子どもたちの手本となるような言動を心がけることが求められる。

5 倫理に反する指導にならないために

スポーツ指導者は、指導に対する知識や技術だけでなく、倫理に関する情報の収集に努め、倫理に反する言動とは何かについての理解を深める必要がある。これらのことを自覚したうえで、以下のことについて強い意志を持ち対処することが求められる。

○あらゆる暴力やハラスメントをしない、許さない
○年齢、性別、性的指向（恋愛や性愛の対象としてどのような性を求めるか）や性自認（自分の性別に対する自己認識）、障がいの有無、国籍、文化、言語、民族、人種、宗教などの違いを理由とする、いかなる差別的な言動もしない、許さない
○反倫理的言動を黙認や隠ぺいせず、速やかに適切に対処する

指導者の態度や言動は、社会から注目されていることを認識し、常に学び続け、自ら成長・発展するとともに、社会的期待に応えられる振る舞いや服装を心がけることが重要である。

そしてまた、指導にあたっては、プレーヤーが主役であること、指導者の持つ影響力を自覚すること、倫理に反する言動に適切に対処すること等、指導者としての心得を遵守することが指導者の責務であることを理解し、行動することが大切である。

スポーツにおける倫理的な問題は指導者だけに責任があるわけではない。こうした問題の解決にはスポーツ界全体で取り組んでいく必要がある。

【引用参考文献】
公益財団法人日本体育協会（2013）スポーツ指導者のための倫理ガイドライン：11，13-17.